

議案第88号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

清水町長 阿部一男

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和5年12月に支給する期末手当の特例）

28 令和5年12月に支給する期末手当に限り、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年清水町条例第 号）による改正後の第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の230」に読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。